

土浦市建設工事特記仕様書

土浦市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の施工については、工種毎の共通仕様書及び各課の標準仕様書等により行うこと。

また、当該仕様書に不足する事項については、下記のとおり、土浦市建設工事特記仕様書として指示するので、これに基づき施工すること。

記

1 施工体制の確保

請負者は、次のとおり、適切な施工体制の確保及び適切な人員配置を行うこと。

（１）施工体制台帳及び施工体系図の整備

ア 発注者から直接請け負った公共工事を施行するために下請契約を締結する場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳及び施工体系図の整備を行うこと。

（令和５年４月建設工事必携による）

また、契約締結後は、これらと同一のものを速やかに監督員に提出すること。

イ 施工体制台帳には、下請業者が実施する工事内容を記載するとともに、下請業者との契約書又は請書の写しを添付すること。

ウ 施工体制台帳は、現場に備え付けておくとともに、施工体系図は、工事現場の見やすい場所に掲示しておくこと。

エ 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、速やかに監督員に提出すること。

（２）建設業許可標識

建設業許可を受けたことを示す標識を、現場の見やすい場所に掲示し、主任（監理）技術者を正しく記載すること。

（３）労災保険関係成立票

労災保険関係成立票を、現場の見やすい場所に掲示すること。

（４）建設業退職金共済制度

ア 請負金額が 500 万円以上の工事の請負者は、独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「共済機構」という。）の建設業退職金共済制度に加入すること。

イ 契約締結後 30 日以内に、共済機構から建設業退職金共済証紙の配布を受け、監督員に所定の様式（県様式）により報告すること。

ウ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を、現場の見やすい場所に掲示すること。

（５）現場代理人

ア 現場代理人は、現場に常駐し、現場の運営、取締り及び監督員と連絡調整等を行うこと。

イ 現場代理人の身分を証明するもの（運転免許証と直接かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証又は源泉徴収票））の写しを、監督員に提出すること。

（６）主任（監理）技術者

ア 主任（監理）技術者の身分を証明するもの（運転免許証と直接かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類（健康保険証又は源泉徴収票））の写しを、監督員に提出すること。

イ 監理技術者を置く必要のある工事については、監理技術者は、監理技術者の資格者証を監督員に提示し、確認を求めること。

ウ 請負金額が 4,500 万円以上の工事においては、専任とする。

ここでいう専任とは、他の工事現場に係る職務を兼任せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事することを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別な理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。ただし、技術研鑽のための研修・講習・試験等で監理技術者等が短期間現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について元請の管理技術者等の場合は発注者、下請けの主任技術者の場合は元請または上位の下請けの了承を得ることを前提とする。

（７）作業主任者

労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、作業区分に応じて作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮等を行わせること。

２ 建設副産物

（１）再生資源利用計画書等

ア 請負者は、工事の施工に当たり、「茨城県建設リサイクルガイドライン」（平成 14 年 3 月 茨城県土木部制定）に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に添えて監督員に提出すること。

イ 請負者は、工事竣工時に、再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書及び実態調査用 CD（国土交通省の「建設リサイクルデータ統合システム」を使用のこと。）を作成し、監督員に竣工書類として 1 部提出すること。

ウ 請負者は、2 の（１）のア及びイにより市に提出した書類を竣工後 1 年間保管すること。

（２）建設発生土および土質改良土

ア 建設発生土の処理については、(財)茨城県建設技術管理センター（以下「管理センター」という。）が管理する行方ストックヤードに搬入すること。ただし、監督員より処理について指示がある場合は、その指示に従うこと。

なお、当該ストックヤードの利用の詳細は、管理センターの指示に従うこと。
また、必要となる試験等の費用は、請負者の負担とする。

イ 土質改良土を使用する場合は、現場より発生する建設発生土を改良土プラントへ搬出し、土質改良を行ったうえ、土質改良土として埋め戻しに使用すること。
余剰建設発生土については、2の(2)のアによること。

なお、土質改良土の品質基準は、「土浦市土質改良土の使用に関する取扱要綱」によること。

(3) リサイクル建設資材の利用

工事に使用する資材は、リサイクル建設資材の率先利用を図るため、「茨城県リサイクル建設資材率先利用指針」（平成16年9月 茨城県土木部制定）に基づき、認定資材の利用に努めること。

(4) 残材等の処理

工事で発生する残材等の処分については、現場での埋立て、焼却等を行わずに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）等に基づき、適正に処理すること。

3 資材置場及び発生土仮置場

請負者は、工事の施工に伴い使用する資材置場及び発生土仮置場（以下「置場」という。）は、次のとおり管理すること。

- (1) 使用する置場については、関係法規を遵守すること。
- (2) 施工計画書に、置場の位置図を明記し、監督員に提出すること。
- (3) 置場を使用する前に、土地の状況を記録すること。
- (4) 置場の前面に、工事用の置場であることを明記した看板を掲示し、工事件名、工事期間、請負者名及び発注者名を併記すること。
- (5) 置場の管理については、「土浦市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（平成16年10月 土浦市条例第21号）等に基づき、適正な技術基準で管理すること。
- (6) 現場が完了したら速やかに置場を使用前の状況に戻し、その状況が確認できる写真を、竣工書類と併せて提出すること。

4 境界杭等の管理

請負者は、工事の施工に当たり、次のとおり境界杭等を確認してから着工すること。

- (1) 工事箇所にある境界杭及び測量基準点等については、着工前に監督員立会いのもと、復元できるよう必ず控えをとること。ただし、請負者において復元等の作業ができない場合は、請負者の費用負担で測量会社等に依頼して行うこと。
- (2) 境界杭等の控えの取り方については、境界が座標により確定しているものは、座標で控えをとるものとし、それ以外はオフセット等で行うこと。ただし、精度が要求される測量基準点の復元については、必ず測量士等の技術者が行うこと。
- (3) 境界杭等が支障となる場合の撤去及び復元作業については、関係土地所有者及び監督員立会いで行うこと。
- (4) 作業結果の記録（測量手簿、精度管理表を含む。）及び写真については、速やかに監督員に提出すること。

5 安全管理

請負者は、工事の施工に当たり、「土木工事安全施工技術指針」（平成13年改訂建設大臣官房技術調査室監修）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月12日 建設事務次官通達）、「土木工事保安対策技術指針」（平成18年4月1日 茨城県土木部監修）に基づき、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害防止に努め、適切に施工すること。

- (1) 工事の施工に当たり、一般交通に支障を及ぼさないよう交通誘導員を適切に配置し、安全管理に努めること。
- (2) 工事用資材等の搬入搬出については、運搬車両の積載重量制限を超過（以下「過積載」という。）して、行わないこと。また、関連業者についても、過積載を行っている者、過積載を助長している者等を使用しないこと。
- (3) 工事の仮設については、現場状況を十分に把握し、安全性、経済性、構造等について、請負者の責任において十分に検討したうえで決定し、施工すること。

6 施工管理

請負者は、工事の施工に当たり、「建設工事必携」（令和5年4月 茨城県土木部編集）、下水道土木工事標準仕様書（平成4年4月 土浦市建設部下水道建設課）に基づき施工すること。

また、関係法規等を遵守し、適切な施工管理に努めること。

7 埋設物調査について

工事の施工に当たり、事前に試掘調査を実施し、埋設管の占用位置等を正確に把握して施工すること。

試掘調査の実施の際は、各関係機関と調整し、必要であれば現地立会を行うこと。

なお、立会調整等については、特別の場合を除いて、請負者が行うこと。

その他、疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従うこと。

8 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条から第25条、土木工事にあつては茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書共通編1-1-1-14 から1-1-1-16、営繕工事にあつては、公共建築工事標準仕様書1.1.8 から1.1.10 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン〔土浦市〕：令和8年3月改定」によることとする。

9 その他

工事について、疑義が生じた場合は監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

土浦市土質改良土の使用に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土浦市（以下「市」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）を受注した業者（以下「施工者」という。）が、工事の施工に伴い発生する建設発生土（以下「発生土」という。）に土質改良を加え、土質改良土（以下「改良土」という。）として再生利用する場合に、必要な事項を定めるものとする。

(改良土の用途)

第2条 市は、改良土を埋戻材、盛土材、路床材等全ての用途で利用できるものとする。

(市が使用する改良土)

第3条 市が使用する改良土は、定置式又は移動式改良土プラントで製造されたものでなければならない。

(原料土)

第4条 改良土の原料土は、改良土プラントに搬入された発生土とする。

2 改良土プラントで使用する原料土は、第4種建設発生土以上であって、木片、金属類、布、プラスチック、廃棄物その他の異物及びコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊等のガラを含まないものとする。

3 市は、原料土について、必要があると認めるときは、施工者に指示し、地山状態でコーン指数を測定し、確認するものとする。

(改良土の品質)

第5条 市が使用する改良土は、第2種改良土以上であって、次の条件を満たすものとする。

(1) 改良土の生産過程において使用する固化材は、生石灰、石灰系改良材、セメント系改良材等の中から、対象土質等に応じたものが選定されていること。また、固化材の選定及びその使用量の決定を適正に行うため、事前に品質試験として、土質試験や配合試験が実施されていること。

(2) 最大粒径は、40mm以下であること。

(3) 砂分と礫分との量の比率については、砂分の方が高くなければならない。

(4) C B R は, 1 2 % 以上であること。

2 前項第 1 号の品質試験は, 別表の試験項目及び試験方法により実施しなければならない。

(平 20・一部改正)

(使用前の確認事項)

第 6 条 施工者は, 改良土を使用するときは, あらかじめ, 改良土プラントで, 別表に基づき実施した改良土の品質試験結果を, 市に提出し, その承認を得なければならない。

2 生石灰を固化材として使用した改良土は, 養生期間が 1 週間以上で発熱反応が終了したことを確認した後に使用するものとする。

(平 20・一部改正)

(改良土の保管方法)

第 7 条 施工者は, 改良土を仮置きする場合は, 水はけの良い高台に保管し, シート等で雨水に触れないように, 覆わなければならない。

(改良土の施工方法)

第 8 条 改良土を使用して行う施工方法は, 山砂を使用して行う工事の施工方法に準じること。ただし, 施工者は, 次に定める事項に注意を払わなければならない。

(1) 湧水がある場所で改良土を使用する場合は, 湧水を排除した後に使用すること。

(2) 降雨が激しい場合には, 改良土の埋め戻し並びに転圧を行わないこと。

(3) 改良土の水締めは, 行わないこと。

(4) 管渠等の埋め戻し等に使用する場合は, 管上 3 0 c m までは, 最大粒径 2 0 m m 以下の改良土で, 埋め戻しを行うこと。

(雑則)

第 9 条 この要綱による品質試験に要する費用は, 改良土プラントを設置する者及び施工者の負担とする。

2 この要綱に定めるもののほか, 改良土の使用に関し必要な事項については, 市の監督職員の指示に従うこと。

(平 20・繰上)

付 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 28 日から施行する。

別表 改良土の品質管理基準

(平 20・一部改正)

試験項目	規格値	試験方法	試験基準
土の粒度試験	最大粒径 40mm以下 (注)	土の粒度試験方法(ふるい分けのみ) JSF T 131	1 1週間につき1回以上。ただし、500m ³ を超えるときは500m ³ につき1回の自主検査を行う。 2 公的機関での検査は、3ヶ月を超えない範囲で1回以上行う。
	砂分≧礫分	JIS A 1204	
CBR試験	CBR 12%以上	CBR試験方法 (3層67回) JSF T 721 JIS A 1211 舗装試験法便覧 1-4-1	

* JSF：土質工学会基準

* 細粒分：75μm未満の構成成分の含有率

* 砂 分：75μm以上2mm未満の構成成分の含有率

* 礫 分：2mm以上の構成成分の含有率

注 最大粒径は20mm以下とすることができる。

改良土を路床安定処理土として使用する場合は、CBRを30%以上とする。

電子納品対象工事特記仕様書

- 1 本工事は電子納品の対象工事とする。
- 2 実施内容は成果品の電子化であり、以下のとおりとする。
 - (1) 工事写真について、電子媒体で納品する。
 - (2) C A D発注図面（SFC 形式）の提供がある場合には、完成図面についても C A Dデータを作成し、電子媒体で納品する。
 - (3) その他、監督職員の指示するもの。
- 3 本業務の電子納品に係る管理番号は K H K G 0 8 G E S U I（半角大文字）とする。
- 4 電子納品の対象となる成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン」に基づくこととする。特に写真帳及び C A D図面の作成に当たっては、それぞれ、「デジタル写真管理基準（案）」及び「C A D製図基準（案）」に基づく。
- 5 電子納品対象成果品の提出部数については、電子媒体（C D－R）2部とする。
- 6 請負人は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。
- 7 その他、電子納品に関する詳細な取り扱いについては、受発注者協議のうえ、発注者の指示に従うこととする。